

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年3月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101202 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100193 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 30 年 8 月 17 日から同年 9 月 30 日に訂正し、同年 8 月の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

平成 30 年 8 月 17 日から同年 9 月 30 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 8 月 17 から同年 9 月 30 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 8 月 17 日から同年 9 月 30 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録が、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっている。給料支払明細書及び退職合意書を提出するので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び A 社から提出された同社に係る請求者の給料支払明細書、請求者から提出された退職合意書並びに事業主の陳述により、請求者が請求期間に同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A 社に係る給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の資格喪失年月日を平成 30 年 8 月 17 日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届 (以下「資格喪失届」という。) を、平成 31 年 3 月 15 日に年金事務所に対し提出しており、年金事務所は、遡及する資格喪失届が提出された場合は、過誤納となった保険料を、資格喪失届提出後に納付されるべき厚生年金保険料に充当する (厚生年金保険料を還付する場合を含む。) こととなる上、事業主は、請求者に係る資格喪失年月日を平成 30 年 8 月 17 日から同年 9 月 30 日に訂正する資格喪失届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 3 年 12 月 1 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101212号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100194号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年12月1日から平成26年3月1日に訂正し、平成25年12月から平成26年2月までの標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成25年12月1日から平成26年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月1日から平成26年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成25年12月10日の標準賞与額を47万5,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月10日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和61年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月1日から平成26年3月1日まで

② 平成25年12月10日

A社の資格喪失年月日が誤っていたため、同社の事業主が訂正の届出を行ったが、請求期間①及び②の厚生年金保険の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 雇用保険の加入記録、請求者から提出された退職証明書及び給与振込に係る証明書(個別振込受付)(以下「振込証明書」という。)、請求者の請求期間当時の住所地を管轄する市役所から提出された給与支払報告書、同僚から提出された請求期間に係る給与明細書及びA社の担当者の陳述により、請求者が請求期間①において継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①に係る標準報酬月額については、請求者のA社における平成25年11月の厚生年金保険の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①における厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和3年9月17日に、請求者の資格喪失年月日を平成26年3月1日に訂正する届出を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めている上、年金事務所は、遡及する資格喪失届が提出された場合は、過誤納となった保険料を、資格喪失届提出後に納付されるべき厚生年金保険料に充当する（厚生年金保険料を還付する場合を含む。）ことから、事業主は、平成25年12月から平成26年2月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 A社から提出された請求期間②に係る健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書によると、平成25年12月10日付けで当該期間の標準賞与額が47万5,000円と決定されていることが確認できる。

また、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、上記振込証明書、給与支払報告書及び同僚から提出された賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、47万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が請求者の資格喪失年月日を平成25年12月1日とする届出を令和2年1月27日に年金事務所に提出していることを起因として、当該賞与額は厚生年金保険料賦課の対象とならない記録とされていたため、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101142号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100057号

第1 結論

昭和46年4月から昭和48年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年4月から昭和48年2月まで

国の記録では、請求期間について、国民年金保険料未納期間として記録されているが、私は、昭和45年7月に会社を退職した後、両親と一緒に同年8月頃に国民年金に加入する手続きをし、結婚する昭和48年2月まで国民年金保険料を母親と一緒に納付していたはずである。調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金に加入する手続きを両親と一緒に昭和45年8月頃、A市役所で行い年金手帳の交付を受け、請求期間の国民年金保険料を母親と一緒に定期的に納付書に現金を添えてA市役所で納付し、検認印が押された年金手帳を受け取った旨主張しているところ、請求者から提出された国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)* (現在は基礎年金番号)に係る国民年金手帳の交付年月日(昭和45年8月20日発行)が記載された頁の写しにより、当該国民年金番号の払出時期は昭和45年8月頃であり、この頃に請求者の国民年金の加入手続きが行われたと推認できる上、請求者の請求期間前の昭和45年8月から昭和46年3月までの期間に係る国民年金保険料は納付済であることが確認できる。

また、請求期間当時、請求者と同居していた両親のうち、父親は当該期間に係る国民年金保険料は納付済である上、母親は、当該期間のうち昭和46年4月から昭和47年2月までの期間を含む昭和36年4月から昭和47年2月までの強制加入被保険者期間の全期間に係る国民年金保険料は納付済であることが確認できる。

しかしながら、請求者の両親は既に亡くなっていることから、請求者の国民年金保険料納付状況について証言を得ることができないほか、請求者から上述の検認印が押された年金手帳の提出はなく、また、A市の広報(No.263 昭和46年3月15日発行)によれば、同市において国民年金保険料の納付方式が印紙検認方式から納付書方式に変更されたのは昭和46年4月1

日であることが確認でき、納付書方式に変更されたことに伴い年金手帳には検認印が押されなくなったことから、請求期間において国民年金保険料を納付した後に検認印が押された年金手帳を受け取ったとする請求者の主張は、当時の納付方法と一致しない。

また、A市役所は、保存年限経過のため請求者の国民年金保険料の納付状況を確認できる資料はない旨回答している。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

加えて、請求者が請求期間当時に両親のほかに同居していたとする請求者の兄は、当該期間当時、実家のA市には住んでおらず、請求者と同居はしていないため請求者の国民年金保険料の納付状況について不明である旨陳述している。

なお、日本年金機構が保管する昭和57年12月14日に作成された年度別状況リストにおいても請求期間は未納期間となっており、当該記録はオンライン記録と一致している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。